

後見等開始申立必要書類一覧表

準備するもの		数量	チェック欄		
			申立人	裁判所	
申立書類など (記入する書類です。)	後見等開始申立書および申立ての付票	各1通			
	本人の状況説明書 (本人のことについて書いてください。)	1通			
	後見人等候補者事情説明書 (候補者になる方が書いてください。)	1通			
	診断書および診断書の記載内容等についてのお尋ね (施設・病院に手渡し、記載してもらったうえ、提出してください。)	各1通			
	親族関係図 (本人を中心に親や兄弟などの名前などを書いてください。)	1通			
	親族同意書 (将来、本人の相続人となる立場の方が書いてください。)				
	財産目録 (本人の財産を分かる範囲ですべて書いてください。)				
	収支一覧表 (本人の年間の収入と支出を一覧にして書いてください。)				
添付書類	取り寄せる書類	取り寄せ先	数量		
申立人	戸籍謄本 (申立人が四親等以内の親族の場合。本人との関係が明らかになる記載がないときは、その前の戸籍も取ってください。)	市町村役場	1通		
	本人 (後見人が必要な方のことです。)		戸籍謄本	1通	
	戸籍附票または住民票		1通		
	登記されていないことの証明書 ※「登記されていないことの証明申請書」を法務局に提出し、証明書の交付を受けてください。詳しいことは記載例をご覧ください。	東京法務局又は各地の法務局の本局	1通		
後見人候補者	戸籍附票または住民票 (本籍の記載があるもの)	市町村役場	1通		
財産関係の資料 (本人の財産についての資料を集めてください。) (不動産の資料の他はコピーを取ってください。コピーの取り方については、「コピーの取り方説明書」を参考にしてください。)	(1) 不動産についての資料 不動産登記事項証明書又は登記簿謄本など	法務局 市町村役場			
	(2) 預貯金、投資信託、株式などについての資料 通帳、残高証明書、預かり証、株式の残高報告書など	銀行・郵便局 証券会社			
	(3) 生命保険などについての資料 生命保険証書など	保険会社			
	(4) 負債についての資料 金銭消費貸借契約書、返済明細書など	銀行など			
	(5) 収入についての資料 確定申告書、給与明細書、年金額決定通知書など				
	(6) 支出についての資料 各種税金の納税通知書、国民健康保険料・介護保険料の決定通知書、家賃・医療費・施設費の領収書など	市町村役場など			
申立てに必要な費用	収入印紙 (郵便局等で購入してください。)	貼付分 (申立手数料)	800円		
		予納分 (登記手数料)	2600円		
	郵便切手 (郵便局等で購入してください。) 内訳：500円4枚、100円6枚、80円15枚、10円20枚		4000円		
	鑑定費用 (申立時には必要ありません。鑑定する場合には、その旨及び裁判所が決めた鑑定額について連絡します。)				

奈良家庭裁判所 〒630-8213 奈良市登大路町35 TEL. 0742-26-1271

奈良家庭裁判所葛城支部 〒635-8502 大和高田市大字大中101-4 TEL. 0745-53-1774

奈良家庭裁判所五條支部 〒637-0043 五條市新町3-3-1 TEL. 0747-23-0261

奈良家庭裁判所吉野出張所 〒638-0821 吉野郡大淀町大字下淵350-1 TEL. 0747-52-2490